

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

江別市立江別第三中学校 令和8年（2026年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

江別第三中学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、身体や生命に重大な危険を発生させるおそれがある。そのため、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、江別市の掲げる「豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、全ての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめの起こらない学校づくりを推進すること」を念頭に、基本の理念を、「江別第三中学校『いじめをしない・させない・許さない』学校づくりの基幹～全ての生徒が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことのできる学校～」としてその実現に向けて組織的に取り組みます。

江別第三中学校
いじめ対策組織
の役割や活動

「江別第三中学校いじめ防止対策委員会」

構成員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、該当学級担任、養護教諭

【いじめ防止対策委員会の主な役割】

(1)学校基本方針に基づく学校いじめ防止プログラムの策定・検証・修正 (2)早期発見・事案対処マニュアルの策定・検証・修正 (3)学校いじめ防止対策組織の年間活動計画の策定・検証・修正 (4)いじめの相談・通報の窓口 (5)いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報収集と記録、共有 (6)いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

・学校いじめ防止対策会議・二者懇談・いじめの相談窓口の周知・学校ネットパトロール・コミュニケーション活動の推進・心のダイレクトメール配布・非行防止教室・情報モラル教室・体育祭を通じた自己有用感を高める指導・三稜祭を通じた人間関係づくり・人権に関する授業(道徳)・自己有用感を高める授業(道徳)・道教委いじめアンケート(年2回)・江別市独自いじめアンケート・Web Q-U 実施(年2回)・小中一貫教育の各種事業・教職員中間評価・教職員年度末評価・生徒アンケート(年2回)・保護者アンケート(年2回)・小中ブロック研・教育相談 等

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ防止対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

連絡先 011-382-2080 (学校代表電話)

江別市教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
江別市教育委員会教育支援課	011-382-4044	祝日・年末年始を除く平日 9～17 時
心のダイレクトメール	江別市ホームページ専用フォームから https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/kyouiku/2915.html	